

公 示

帯広防衛支局が行う随意契約を予定している工事への参加の申込みについて、以下のとおり公示します。

令和4年4月19日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 土門 栄文

以下に掲げる後工事（追加工事）は、1（1）の要件に該当するため、前工事の契約企業と随意契約を予定しているものです。後工事について1（3）の必要となる要件を満たし、同工事への参加を希望される企業等があった場合は、一般競争入札にて入札を行いますので、要件を満たすことを証明できる書類と共に、期限までに総務課契約係又は契約審査係まで申込んで下さい。

1 工事概要

工事件名：釧路（2）体育館新設建築その他追加工事

(1) 随意契約とする要件

本来一体とすべき構造物等（一体の構造物等として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）を、予算の都合などの理由により、やむを得ず分割したことによって生じた前工事に引き続き施工される一体不可分の後工事であって、前工事と施工者が異なる場合、契約不適合責任を明確に分離することが困難なもの。

(2) 申込期限日

令和4年5月20日正午必着

(3) 参加の申込みに必要となる要件

釧路（2）体育館新設建築その他工事（前工事）に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。

(4) 本工事の工事図面等及び前工事の資料の交付場所

ア 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システム

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

イ 交付方法 全て電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF (//)

数量表等 : Excel (2013形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (Ver 1.0.12形式)